

## 北名古屋市随意契約事務手続要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約において、北名古屋市（以下「市」という。）が締結する随意契約の事務手続について必要な事項を定めるものとする。

### (随意契約の相手方の選定)

第2条 北名古屋市競争入札参加資格者名簿に登載されたものから選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号までの要件に該当するとき。
- (2) 物件の買入れの契約で契約金額が10万円を超えないとき。
- (3) 製造の請負の契約で契約金額が10万円を超えないとき。ただし、個人情報を取り扱う契約は除くものとする。

2 契約規則第27条の規定により、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、1人からでもかまわないものとする。

- (1) 法令により価格の定められているとき。
- (2) 契約金額が10万円を超えないとき。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第7号までの要件に該当し、その理由が明確なとき。

3 前項第2号に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

### (見積期間)

第3条 仕様書による見積額の算定に要する期間は、法令等の定めのあるほか、特段の事情が無い限り、中2日以上とする。

### (見積書の徴取等)

第4条 見積合わせの依頼を受けた者は、見積書（様式第1又は市が定める様式と同様の内容を具備したもの。以下同じ。）を作成し、封印の上、提出するものとする。

2 見積書の提出は、あらかじめ指定した日時及び場所において、市職員の指示により行うものとする。

3 遠隔地等により、前項の方法により見積書を徴取することが困難な場合は、郵送（見積書提出期限の前日までに到達するものに限る。）による提出を認めるものとする。

### (見積合わせ参加の辞退及び棄権)

第5条 見積合わせの依頼を受けた者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積合わせの参加を辞退することができる。

2 前項に規定する辞退をするときは、次の各号に掲げるいずれかの方法によりその旨

を申し出るものとする。

(1) 見積合わせ執行前にあつては、見積合わせ辞退届（様式第2又は市が定める様式と同様の内容を具備したもの）を直接持参又は郵送（見積書提出期限の前日までに到達するものに限る。）により行うこと。

(2) 見積合わせ執行中にあつては、見積合わせ辞退届（様式第2の2）又は辞退する旨を記載した見積書を直接提出して行うこと。

3 見積合わせの参加を辞退した者は、これを理由として以後の入札又は見積合わせの参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 見積書提出期限までに見積書を提出していない場合は、棄権したものとみなす。

（見積書の徴取の中止等）

第6条 辞退等により見積合わせ参加者が1人となったときは、見積合わせの執行を中止することができる。

2 見積合わせの依頼を受けた者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合わせの依頼を受けた者に見積書の提出をさせず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは中止することができる。この場合において、見積合わせの執行後であっても、当該見積合わせを無効にすることができる。

3 開封前に、天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、見積合わせの執行を中止することができる。

（開封）

第7条 見積書の開封は、見積合わせの依頼を受けた全ての者（第5条の規定により辞退したものを除く。）から見積書の提出が行われた時点又は見積書提出期限後に行うものとする。

2 前項において、見積合わせの参加者から立会いの申出があつた場合は、立会いを認めるものとする。

3 あらかじめ見積合わせの依頼の際に、通知書等で立会いについて明示した場合において、見積合わせ参加者が立ち会わないときは、当該見積合わせの執行に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。

（無効）

第8条 次に掲げる見積書の提出は、無効とする。

(1) 見積合わせの依頼を受けた者以外の者がした見積書の提出

(2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない見積書の提出

(3) 見積合わせの執行に際して連合等による不正行為があつた見積書の提出

(4) 同一事項の見積合わせに対し、2以上の意思表示をした見積書の提出

(5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の見積書の提出

- (6) 委任状を持参しない代理人のした見積書の提出
- (7) 記名及び押印のない見積書の提出
- (8) 記載事項が確認できない見積書の提出
- (9) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積書の提出
- (10) 予定価格の制限の範囲を超える価格又は最低制限価格を下回った価格の見積書の提出（予定価格等を事前公表した場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、見積りに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反した見積書の提出  
(契約の相手方の決定方法)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。ただし、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって見積りをした者のうち最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方として決定する。

2 前項とは別の方法によって契約の相手方を決定する定めを設けたときは、前項の規定を優先する。

(再度見積合わせ)

第10条 開封をした場合において、契約の相手方として決定すべき見積りがないときは、直ちに、再度の見積合わせを行うことができる。

2 前項の再度の見積合わせは、原則として2回（初度の見積合わせを含め3回）とする。

3 次の各号のいずれかに該当する見積りをした者は、再度の見積合わせに参加することができない。

- (1) 前の見積合わせに参加しなかったもの
- (2) 前の見積書の提出を無効とされたもの

(同価格の見積書提出者が2以上ある場合)

第11条 最低価格の見積りをした者が2人以上あるとき等、契約の相手方に最もふさわしいものが複数いる場合は、直ちに、当該見積合わせの参加者にくじを引かせて契約の相手方として最もふさわしい者を決定するものとする。この場合において、当該見積合わせの参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合わせ執行に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(見積合わせの結果通知)

第12条 開封をした場合において、契約の相手方として決定者があるときは、その者

の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、決定者がいないときは、その旨を開封に立ち会った見積合わせ参加者に、直ちに、口頭で知らせなければならない。この場合において、開封時に立会いをしなかった見積合わせ参加者にもその旨連絡するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定める随意契約は、別に要領等を作成し、随意契約を行った場合については、適用の対象としない。

附 則

この要領は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月19日から施行する。

# 見 積 書

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

見積者 住 所

氏 名

(名称及び  
代表者氏名)

印

下記のとおり見積ります。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記業務の受託料・下記物件の供給代金）

- 1 工事名（業務名・物件名）

---
- 2 路線等の名称、品名数量等

---
- 3 工事場所（業務場所・納入場所）

---

(注)

- 1 路線等の名称、品名数量等は、必要がないときは記入しないでください。
- 2 訂正又はまっ消した箇所には押印してください。
- 3 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に金を記入してください。
- 4 見積書には消費税等を含めない金額を記載してください。なお、見積書に記載された金額に消費税等を加算した金額（金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約を除く。）を契約額とします。

# 見 積 合 わ せ 辞 退 届

年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

見積者 住 所  
氏 名  
(名称及び  
代表者氏名)

下記のとおり見積合わせの参加を辞退します。

記

- 1 工事名（業務名・物件名）

---
- 2 路線等の名称、品名数量等

---
- 3 工事場所（業務場所・納入場所）

---
- 4 辞退理由

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(注) 路線等の名称、品名数量等は、必要がないときは記入しないでください。

# 見 積 合 わ せ 辞 退 届

年 月 日

（あて先）北名古屋市長

見積者 住 所  
氏 名  
〔名称及び  
代表者氏名〕

下記に係る第 回目の見積合わせの参加を辞退します。

## 記

- 1 工事名（業務名・物件名）  
\_\_\_\_\_
- 2 路線等の名称、品名数量等  
\_\_\_\_\_
- 3 工事場所（業務場所・納入場所）  
\_\_\_\_\_
- 4 辞退理由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（注）路線等の名称、品名数量等は、必要がないときは記入しないでください。